

令和3年度 春日井市いじめ・不登校対策協議会事業計画

1 令和3年度いじめ・不登校対策委員会事業計画

ア 関係機関との連携協力による教育活動

相談機関との連絡会

- いじめ・不登校相談室、適応指導教室との情報交換

相談内容：適応指導教室の現状に関わること

イ 春日井市教職員研修委員会、校内現職教育による教員研修

(ア) いじめ・不登校事例研究会

- 実施日 令和3年9月10日（金）
- 内 容 事例種別ごとに各校のいじめ・不登校指導事例の経過・成果・問題点を話し合う。
- 参加者 教員、適応指導教室指導員、スクールカウンセラー等

(イ) いじめ・不登校をテーマにした教育講演会

- 実施日 令和3年11月16日（火）
- 講 師 未定
- 演 題 未定（いじめ対策に関わるテーマで）
- 参加者 教員

(ウ) カウンセリング技術向上研修会

- 実施日 令和4年1月14日（金）
- 講 師 未定
- テ ー マ 「カウンセリングについて」
- 参加者 教員

(エ) 夏期教職員研修

(オ) 校内現職教育における研修

(カ) 校内いじめ・不登校対策委員会の定期的開催

2 小・中学校へのスクールカウンセラー・心の教室相談員の派遣について

ア スクールカウンセラー

11名のスクールカウンセラーを派遣要望のあった小中学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングと教育活動への支援・助言を行う。

- (ア) 派遣校数 小学校：26校 中学校：13校

(イ) 相談時間 各校年間80時間～94時間

(ウ) 支援活動

校内現職委員会での研修会、いじめ・不登校対策委員会委員就任、事例研究会に対する助言

イ 心の教室相談員

市内37校の小学校に派遣し、児童の悩み相談、話し相手として相談活動の充実と学校の教育活動への支援を行う。

(ア) 派遣回数

心の教室相談員：週12時間程度（週2～3回程度）
柏原小、東野小、丸田小の3校に常勤で配置

(イ) 相談内容

友人関係、家庭、学校、いじめ、不登校

(ウ) 支援活動

別室登校の児童の相談、学校の教育活動支援

3 いじめ・不登校相談室

本市の小学校及び中学校におけるいじめ・不登校児童生徒の指導及び保護者からの相談に応じることにより、いじめ・不登校児童生徒の問題解決、自立を援助し学校復帰を図るため春日井市中央公民館内に春日井市いじめ・不登校相談室を置く。

(1) いじめ・不登校相談室

ア 開設日 月曜日から金曜日。その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日までにあたることを除く。

イ 開設時間 午前9時から正午、午後1時から4時

(2) いじめ投稿アプリスクールサイン

全中学校に導入

いじめを受けて困っている、いじめを見たけど勇気をもって先生たちに伝えることができない、定期的に行われるいじめアンケート、生活アンケート等において匿名でパソコンやスマートフォンから投稿できる。

4 登校支援室

新たな不登校者をつくらない初期対応を重点的に実施する場所として、6中学校（東部中学校、藤山台中学校、知多中学校、松原中学校、南城中学校、石尾台中学校）に登校支援室を設置する。

(ア) 支援方法

教室に居づらくなった生徒等が、いつでも利用できるよう専任の支援員を配置する。

設置校の教員による教科指導の実施

校内外の連携役として指導員の配置

支援員として登校支援室運営協力員を配置

5 相談室「ひまわり」 発達障害相談 教育研究所相談室

月3回、1回につき3人程度

※ 臨床心理士2名、小児科医2名による相談を実施。

※ 毎月1回、藤山台中学校で相談を受ける

6 令和3年度事業

県事業「スクールカウンセラー派遣事業」(継続)

○ 市内小学校9校、中学校15校へ派遣。小学校は拠点校方式として他の小学校の相談にも応じる。

○ 小中の連携校(2中学校区) 高蔵寺中学校区、藤山台中学校区